**ごみ集積場及び小規模テーションの設置条件**

　ごみ処理広域化に向けて引き続きごみ集積場等の新設・拡充を進めます。

　地区集積場　→　当該行政区が設置し、当該行政区の区民が利用する施設

　小規模ステーション　→　６戸以上１０戸～１５戸程度までの世帯で設置し、設置した世帯のみが利用できる施設（利用者が特定できる施設）

　　※上記について、以下の記載では「集積場等」と表記します。

　○集積場等の白馬村への設置申請は、設置者を当該行政区の区長とし、土地の所有者の承諾を得たうえで申請する。

　○集積場等は、収集車の収集に支障が無く、かつ除雪の支障とならない場所に設置する。

　○集積場等は、対象世帯数を勘案して各世帯から排出されるごみを収納できる規模で、かつ積雪や鳥獣被害等の対策を講じた集積場等を設置する。また、必要に応じ、換気設備、案内看板等を設置する。

　○集積場等に排出する“燃えるごみ”、“燃えないごみ”は必ず指定ごみ袋を使用し、排出者の地区名・氏名を必ず明記する。

　○集積場等から“はみ出す（溢れ出す）”ごみの排出や、集積場等の外へごみの集積を行わないこと。

　○産業廃棄物は、ごみ集積場に出すことはできない（事業系を含む一般廃棄物、及びリサイクル物のみとする）。

　○集積場等は、設置者(利用者)の責任において適切に管理するとともに、利用者に対してはごみの分別や出し方についての指導、啓発を徹底する。

　○小規模ステーションについては、収納能力を勘案の上、設置場所周辺に居住する区民の　　利用を促進し、加入世帯の拡充に努める（白馬村への追加世帯の申請が必要です。）

　○小規模ステーションについても、村補助金（上限３００万円）が活用できます。

**○小規模ステーションの収集日について（ごみ集積場と違いがあります。ご注意ください。）**

　　「●」印が収集日です。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分　＼　曜日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
| 燃えるごみ | ● |  |  |  | ● |
| 燃えないごみ | 金属類 | ● |  |  |  |  |
| ガラス・陶磁器くず |  |  |  |  | ● |
| リサイクル物 | 新聞紙、雑誌・雑紙、段ボール、紙パック、紙製容器包装 |  | ● |  |  |  |
| プラスチック容器包装、ペットボトル、白色トレイ、ガラスびん、古着、アルミ缶 |  |  |  | ● |  |
| ごみ出しの時間 | 前日の午後６時から当日の午前８時まで |

※水曜日の“燃えるごみ”収集を実施しないのは、過去の実績からです。